

国保税の計算例

【例1】 世帯主（42歳）、配偶者（41歳）、子2人（12歳、9歳）の場合

世帯主の給与収入400万円（給与所得276万円）、固定資産税額2万円

配偶者および子2人の収入・固定資産税額無し

医療分

- ・所得割額 $(2,760,000円 - 430,000円) \times 11.40\% = 265,620円$
- ・資産割額 $20,000円 \times 21.60\% = 4,320円$
- ・均等割額 $4人 \times 26,300円 = 105,200円$
- ・平等割額 一世帯当たり $= 25,600円$

① $265,620円 + 4,320円 + 105,200円 + 25,600円 = \underline{\underline{400,700円}}$
※100円未満切捨て

支援金分

- ・所得割額 $(2,760,000円 - 430,000円) \times 2.05\% = 47,765円$
- ・資産割額 $20,000円 \times 4.30\% = 860円$
- ・均等割額 $4人 \times 5,000円 = 20,000円$
- ・平等割額 一世帯当たり $= 4,800円$

② $47,765円 + 860円 + 20,000円 + 4,800円 = \underline{\underline{73,400円}}$
※100円未満切捨て

介護分

- ・所得割額 $(2,760,000円 - 430,000円) \times 2.70\% = 62,910円$
- ・資産割額 $20,000円 \times 4.30\% = 860円$
- ・均等割額 $2人 \times 7,800円 = 15,600円$
- ・平等割額 一世帯当たり $= 6,200円$

③ $62,910円 + 860円 + 15,600円 + 6,200円 = \underline{\underline{85,500円}}$
※100円未満切捨て

年間保険税額 ① + ② + ③ = 559,600円

【例2】 単身世帯 世帯主（35歳）の場合

世帯主の給与収入350万円（給与所得237万円）、固定資産税額無し

医療分

- ・所得割額 $(2,370,000円 - 430,000円) \times 11.40\% = 221,160円$
- ・資産割額 無し
- ・均等割額 $1人 \times 26,300円 = 26,300円$
- ・平等割額 一世帯当たり $= 25,600円$

① $221,160円 + 26,300円 + 25,600円 = \underline{\underline{273,000円}}$
※100円未満切捨て

支援金分

- ・所得割額 $(2,370,000円 - 430,000円) \times 2.05\% = 39,770円$
- ・資産割額 無し
- ・均等割額 $1人 \times 5,000円 = 5,000円$
- ・平等割額 一世帯当たり $= 4,800円$

② $39,770円 + 5,000円 + 4,800円 = \underline{\underline{49,500円}}$
※100円未満切捨て

介護分 40歳未満のため無し

年間保険税額 ① + ② = 322,500円

【例3】 世帯主（30歳）、配偶者（30歳）、子1人（3歳）の場合

世帯主の給与収入250万円（給与所得167万円）、固定資産税額無し
配偶者および子1人の収入・固定資産税額無し

医療分

- ・所得割額 $(1,670,000円 - 430,000円) \times 11.40\% = 141,360円$
- ・資産割額 無し
- ・均等割額 $2人 \times 26,300円 = 52,600円$
 $1人 \times 26,300円 \times 50.00\% = 13,150円$ （未就学児）
- ・平等割額 一世帯当たり = 25,600円

① $141,360円 + 52,600円 + 13,150円 + 25,600円 = \underline{232,700円}$
※100円未満切捨て

支援金分

- ・所得割額 $(1,670,000円 - 430,000円) \times 2.05\% = 25,420円$
- ・資産割額 無し
- ・均等割額 $2人 \times 5,000円 = 10,000円$
 $1人 \times 5,000円 \times 50.00\% = 2,500円$ （未就学児）
- ・平等割額 一世帯当たり = 4,800円

② $25,420円 + 10,000円 + 2,500円 + 4,800円 = \underline{42,700円}$
※100円未満切捨て

介護分 40歳未満のため無し

※未就学児に対しては、国保税の均等割額が5割軽減されます。

年間保険税額 ① + ② = 275,400円

【例4】 世帯主（67歳）、配偶者（66歳）の場合

世帯主の年金収入110万円（年金雑所得0円）、固定資産税無し
配偶者の収入・固定資産税無し

医療分

- ・所得割額 無し
- ・資産割額 無し
- ・均等割額 $2人 \times 26,300円 \times 30.00\% = 15,780円$
- ・平等割額 一世帯当たり $25,600円 \times 30.00\% = 7,680円$

① $15,780円 + 7,680円 = \underline{23,400円}$
※100円未満切捨て

支援金分

- ・所得割額 無し
- ・資産割額 無し
- ・均等割額 $2人 \times 5,000円 \times 30.00\% = 3,000円$
- ・平等割額 一世帯当たり $4,800円 \times 30.00\% = 1,440円$

② $3,000円 + 1,440円 = \underline{4,400円}$
※100円未満切捨て

介護分 65歳以上のため無し

※一定所得以下の世帯に対しては、国保税の均等割額、平等割額が世帯の所得に応じて、7割、5割、2割軽減されます。この例4の世帯については、7割軽減が適用されます。

年間保険税額 ① + ② = 27,800円